

成年後見人 どんな人になるの？

支援を必要とする本人の状況や家族の事情に応じて、適した人が選ばれます。



市民後見人の養成に向けて

三条市成年後見支援センターには、「将来に備えて成年後見制度について知りたい」といった相談が多く寄せられます。

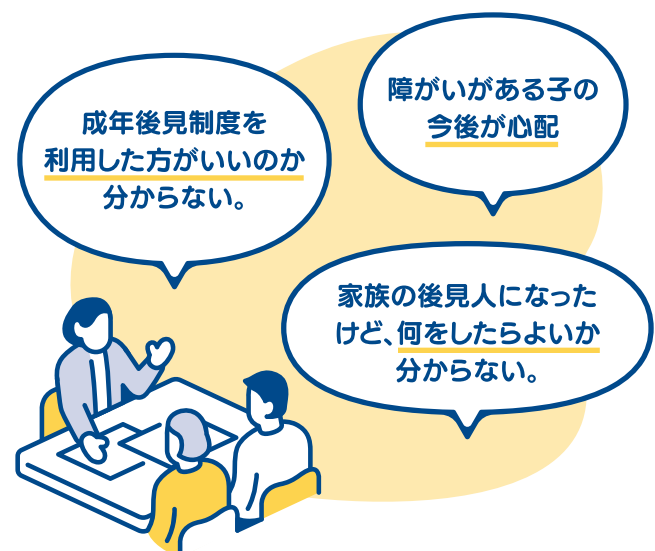
当センターが主催する市民が対象の「権利擁護支援者養成研修」では、身近な人の権利を守るための知識や、相談を受けた際の声の掛け方などを学びます。

研修後は、福祉サービスの利用手続きや日常のお金の管理などを支援する日常生活自立支援事業の「生活支援員」や、三条市社会福祉協議会が行う法人後見活動を支える「法人後見支援員」として活躍される方もいます。将来的には、市民ならではの立場で本人に寄り添う「市民後見人」として活躍できるように、市とともに養成に向けた検討を進めています。

三条市成年後見支援センター（三条市社会福祉協議会）
ふじい いみこ センター長



成年後見制度に関するご相談は「三条市成年後見支援センター」へ



三条市成年後見支援センターでは、誰もが安心して住み慣れた場所で暮らせるように、成年後見制度の相談や制度利用のお手伝い、市民への広報・啓発のほか、本人の権利や意思を尊重した支援を行うための研修などを行っています。

三条市成年後見支援センター ☎47-4787

ところ 東本成寺2番1号
(三条市総合福祉センター内)

開設時間 月～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時



一人で決めることが 難しい人を支えるために あなたにできる支援を～成年後見制度～

特集

地域包括ケア推進課
☎34-5700

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に加え、知的障がいや精神障がいがある人も増えています。また、家族が遠方で暮らす世帯が増えている中、見守りや支え合いが難しくなるケースも少なくありません。

本特集では、認知症や障がいにより、自分一人で物事を決めることが難しくなったときに、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける手段の一つである「成年後見制度」と、それを支える取り組み、あなたにできる支援についてお伝えします。



誰でも起こり得る判断能力の低下



認知症などで判断する力が低下したり、知的障がいや精神障がいのある人の中には、お金の管理や契約の手続きを一人で行うことが難しくなったりする人がいます。このような困り事は決して特別ではありません。病気や事故によって、ある日突然支援が必要になることがあります。

判断能力の低下による困り事の例

● 認知症で一人暮らしのAさんのケース

公共料金や家賃の支払いを忘れるようになりました。通帳や印鑑の置き場所も分からなくなり、生活に必要なお金を引き出せなくなっていました。



● 知的障がいがあるBさんのケース

業者から勧められ、必要のない高額な契約をしてしまいました。契約内容を十分理解できず、断ることができませんでした。



判断能力が低下した人を支える制度 ～成年後見制度～

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、お金の管理や契約を一人で行うことが難しい人を支える制度です。

家庭裁判所が選んだ成年後見人が、本人の意思を尊重しながら、預貯金の管理や福祉サービスの利用手続き、施設入所の契約などの支援を行います。

